

新潟県自然エネルギーの島構想実現に向けた太陽光発電・電気自動車等 導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事又は知事が指定する者（以下「知事等」という。）は、離島振興法第2条1項の規定により離島振興対策実施地域に指定する本県離島（以下「離島」という。）における再生可能エネルギーの導入拡大及びカーボンニュートラルの達成（自然エネルギーの島構想実現）を図るため、太陽光発電設備や電気自動車等を導入した者に対し、予算の範囲内において、補助金（補助金の原資は、新潟県と知事等が指定する者が締結した自然エネルギーの島構想実現に向けた太陽光発電・電気自動車等導入促進事業運營業務委託契約書第4条第1項第1号で規定するものとする）を交付するものとし、その交付については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「電気自動車等」とは、令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程（以下「CEV規程」という。）に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が実施する補助事業の「(別表1) 銘柄ごとの補助金交付額」で掲げる車種をいう（クリーンディーゼル自動車に分類される車種を除く）。
- (2) 「太陽光発電設備」とは、太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、モニターシステム（電力測定及び測定値の表示を行うためのシステム）、架台、接続箱、受変電設備、遠隔監視・制御装置、その他の付属機器をいう。
- (3) 「新規登録等」とは、道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。

(交付基準等)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）の対象要件、補助対象設備等の要件、補助対象経費、補助金の額等は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の交付の対象となる者は、佐渡市若しくは粟島浦村に事業所を置く法人格を有する民間団体若しくは個人事業者、又は補助事業に参画してPPA事業を行う法人格を有する民間団体若しくは個人事業者（以下「補助対象者」という。）で、次の各号に定めるいずれにも該当する者とする。
 - (1) 事業完了時に、実績報告の内容を知事等に提出し、その報告内容を知事等が広く公開することに同意する者。
 - (2) 事業完了後、知事等が別に指定する定期報告を、知事等に3年間提出し、その報告内容を知事等が広く公開することに同意する者。
 - (3) 県が開催するセミナー等での成果事例発表等に協力することに同意する者。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除く。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（交付の条件）

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の経費の配分を変更する場合若しくは内容を変更する場合、又は交付決定額を変更する場合には、速やかに知事等の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事等の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合若しくは完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事等に報告してその指示を受けること。
- (4) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事等の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を県に納付させることがあること。
- (5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後7年間保存しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で第20条第2項に規定する処分制限期間内にあるものについては、財産管理台帳及び関係書類を整備管理しなければならないこと。

（交付申請書等）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式による補助金交付申請書を県が指定する日までに知事等に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は、緊急又はやむを得ない理由で交付の決定前に補助事業に事前着手を行う場合は、交付申請書とあわせて別記第2号様式による交付決定前事業着手承認申請書の提出により知事等から承認を受けなければならない。
- 3 前項による事前着手の承認を受けた者は、事前着手の承認後かつ第6条による交付決定を

受ける前に事業に着手したときは、事業着手届を遅延なく知事等に提出しなければならない。ただし、前項の交付決定前事前着手承認申請書に記載した着手予定のとおり事業に着手する場合は、事業着手届の提出を省略することができる。

(交付の決定)

第6条 知事等は、交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行う。

2 知事等は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に知事等に取り下げの申請をしなければならない。

(変更の承認等)

第8条 第6条による交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる場合で第4条第1号の規定により知事等の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第3号様式による事業変更承認申請書を知事等に提出し、承認を受けなければならない。ただし、第9条に定める軽微な変更を除くものとする。

- (1) 別表に掲げる補助対象経費の経費区分ごとに配分された額を変更しようとする場合。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合。
- (3) 交付決定額を変更しようとする場合。
- (4) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとする場合。

2 知事等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 知事等は、前項の変更等を行ったときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 第8条第1項に規定する軽微な変更は、次のとおりとし、実績報告の際に変更を報告することとする。

- (1) 第8条第1項第1号において経費区分相互間のいずれか低い額の20パーセント以内の配分変更。
- (2) 別記第1号様式の別紙1-2において県内における購入予定販売店等を変更する場合。
- (3) その他事業目的に変更が生じない軽微な変更又は事業の効率的な実施のために必要な軽微な変更。

(事業の中止の承認申請)

第 10 条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ別記第 4 号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事等に提出しなければならない。

（遅延等の報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記第 5 号様式による遅延報告書を知事等に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告及び調査）

第 12 条 知事等は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して 30 日以内又は令和 5 年 2 月 28 日のいずれか早い日までに、別記第 6 号様式による実績報告書及び第 19 条の規定により別記第 8 号様式の写しを知事等に提出しなければならない。

2 前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事等の承認を受けなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 14 条 知事等は、前条第 1 項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容（第 8 条の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第 15 条 知事等は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるべきことを求めることができる。

2 第 13 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

（交付決定の取消等）

第 16 条 知事等は、補助事業者が第 3 条に掲げるいずれかに該当すると認めるとき、第 10 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合は、第 6 条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱、本要綱に基づく知事等の指示又は補助金の交付の決定

の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合。

- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 知事等は、第1項の規定により取消をしたときは、その取消の内容及び必要があるときはその理由を、すみやかに補助事業者へ通知するものとする。
 - 4 知事等は、第1項の取り消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
 - 5 補助事業者は、第1項の規定により知事等から前項の返還を求められた場合において、その求めに係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、その額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて県にしなければならない。
 - 6 補助事業者は、第4項の補助金の返還について、期限内に返還しなかった場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年 10.95%の割合で計算した額を県に納付しなければならない。

(補助金の支払)

第 17 条 補助金の支払いは、精算払とする。

- 2 補助金の支払を受けようとする者は、別記第7号様式による補助金請求書を知事等に提出しなければならない。

(定期報告)

第 18 条 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から3年間、対象設備等に関する運用状況を、知事等が別に指定する定期報告書により、毎年度6月末までに知事等に報告しなければならない。

- 2 知事等は、補助事業者に対し、前項の報告のほか、必要に応じて事業の運用等に関する情報を求めることができる。

(取得財産等の管理)

第 19 条 補助事業者は、取得財産等について、別記第8号様式による取得財産等管理台帳・取得財産等明細書を備え、管理するとともに、本表の写しを第13条で定める実績報告書に添えて提出しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第 20 条 規則第19条第4号及び第5号に規定する知事が定める財産は、この補助金により取

得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のものとする。

- 2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数などに関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）とする。
- 3 規則第 19 条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第 9 号様式による補助事業財産処分承認申請書を知事等に提出しなければならない。
- 4 知事等は、前項の規定により処分を承認するときは、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（監督）

第 21 条 知事等は、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、補助事業者に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を求める。

（届出事項）

第 22 条 補助事業者は、住所又は氏名（法人にあつては、所在地又は名称）を変更したときは、速やかに別記第 10 号様式による住所等変更届をもって、その旨を知事等に届け出なければならない。

（その他必要な事項）

第 23 条 この交付要綱に定めるもののほか、この交付要綱の施行に関し必要な事項は、知事等が別に定める。

（附則）

この要綱は、令和 4 年 8 月 22 日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和 4 年 9 月 15 日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和 5 年 3 月 14 日から施行する。

別表 交付基準等

<p>補助対象事業の要件</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たす事業であること。</p> <p>(ア) 太陽光発電設備、電気自動車等を新たに導入する事業。</p> <p>※電気自動車等の導入については、太陽光発電設備を既に設置していること又は新たに導入することを要する。</p> <p>(イ) 本事業で導入する太陽光発電設備又は既設の太陽光発電設備の定格出力（増設する場合は増設後の定格出力）（※1）が、10kW（※2）以上である事業。</p> <p>※1：既設の太陽光発電設備は、本事業における補助対象設備等の要件を満たすものとする。ただし、既設の太陽光発電設備が自己所有の場合は、補助対象設備等の要件に掲げる①、⑥の要件を満たさなくて良い。また、既設の太陽光発電設備がオンサイトPPAモデルの場合は、補助対象設備等の要件に掲げる①、④、⑥の要件を満たさなくて良い。</p> <p>※2：「太陽電池出力(kW)」は、太陽電池モジュールの JIS などに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を kW 単位で小数点以下を切り捨てた値とする。</p> <p>(ウ) 本事業で導入する太陽光発電設備の設置場所と電気自動車等の使用の本拠の位置が同一又は隣接地であることが確認できること。（太陽光発電設備のみを導入する場合は除く）</p>	
	<p>【1】太陽光発電設備</p>	<p>【2】電気自動車等</p>
<p>補助対象設備等の要件</p>	<p>以下の全ての要件を満たす設備であること。</p> <p>① 導入する太陽光発電設備の定格出力が10kW以上であること。</p> <p>② 佐渡市又は粟島浦村の事業所に設置すること。</p> <p>③ 「自家消費」又は「オンサイトPPAモデル」を目的として設置すること。</p> <p>④ （オンサイトPPAモデルによる事業の場合）需要家とPPA事業者との契約で補助金額がサービス料金の低減等により需要家に還元される</p>	<p>以下の全ての要件を満たす車両であること。</p> <p>① 令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業の「（別表1）銘柄ごとの補助金交付額」で掲げる車種（クリーンディーゼル自動車に分類される車種を除く）。</p> <p>② 登録時期が初度登録であること（新車であること）。</p> <p>③ 当該補助金による電気自動車等の</p>

	<p>ものに限る。</p> <p>⑤ 太陽光発電設備の発電電力量が計測できる機器を設置すること。</p> <p>⑥ 中古品で無いこと。</p> <p>⑦ 対象設備により、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT（固定価格買い取り制度）またはFIP（Feed in Premium）制度等による売電を行わない事業。</p> <p>⑧ 住宅または住居施設への設置は不可とする。</p> <p>⑨ 国内の販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、補助対象とする。</p>	<p>購入・新規登録等が、令和5年2月28日までに完了すること。</p> <p>④ 使用の本拠の位置が佐渡市又は粟島浦村であることが確認できる車両であること。</p> <p>⑤ 新潟県内の販売店等から購入する車両であること。</p> <p>⑥ （自動車検査証の交付を受ける車両の場合）自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が「事業用」の車両でないこと。</p> <p>⑦ 自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用する車両でないこと</p>
補助対象経費	設計費、設備費、工事費、その他経費	車両本体購入費
補助金の額等	本事業で導入する太陽光発電設備の定格出力1kWあたり4万円（消費税及び地方消費税は含まない）	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程(CEV規程)に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター（センター）が実施する補助事業において定めた車種ごとの補助金交付額（消費税及び地方消費税は含まない）。 ・金額の上限は1台あたり95万円とする。 ・本事業で導入する太陽光発電設備又は既設の太陽光発電の定格出力（増設する場合は増設後の定格出力）10kWあたり1台までとする。